

《遡及取得の手続きに必要なもの》

【取得日から6ヶ月以上遅れた場合】

- ① 令和 年 月分～令和 年 月分までの
・出勤簿（コピー可） ・賃金台帳（コピー可）
- ② 労働者名簿
- ③ 遅延理由書
- ④ 雇用保険被保険者資格取得届
- ⑤ 代表者印と社判（なくても可）

以上の①②③④⑤を持参すること。

【取得日から2年以上前の遡及の場合

（保険料を本人から控除していた場合）】

上記の②③④⑤と、

- ⑥ 雇い入れ時（平成・令和 年 月）から現在までの
・出勤簿 ・賃金台帳 を一緒に持参のこと（②③④⑤⑥）
- ⑦ 聴取書（内容確認の上、ハローワーク来所時記載）